

## 川崎市がん検診事業アドバイザー設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市が実施する対策型がん検診の精度管理及び制度運営の高度化を図るため、専門的知見に基づき技術的助言、質疑応答、課題整理その他必要な支援を行う川崎市がん検診事業アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

### (身分)

第2条 アドバイザーの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する顧問として委嘱する非常勤職員とする。

### (定数)

第3条 アドバイザーの定数は、1名とする。

### (委嘱)

第4条 アドバイザーは、対策型がん検診の制度設計・精度管理に関する高度な知識及び経験を有し、医療機関・関係団体との専門的調整を行う能力を備え、かつ国の関連動向に通暁する者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第5条 アドバイザーの任期は委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

### (職務)

第6条 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) がん検診の精度管理及び検査手法の導入・統一に関する技術的助言並びに課題の整理及び改善提案を行うこと。
- (2) 医療機関等への説明における専門的補足及び質疑応答を行い、制度運営に係る調整を支援すること。
- (3) がん検診連絡調整会議その他関係会議に出席し、専門的意見を述べること。
- (4) その他アドバイザーとして必要な業務を行うこと。

### (秘密を守る義務)

第7条 アドバイザーは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (報酬)

第8条 市長は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）の規定に基づき、アドバイザーに報酬を支給する。

2 前項の報酬は日額とし、その額は16,000円とする。

### (費用弁償)

第9条 市長は、アドバイザーがその職務のために出張するときは、当該出張にかかる旅費を費用弁償として支給する。

### (補償)

第10条 アドバイザーの職務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）の規定によるものとする。

（庶務）

第11条 アドバイザーに関する事務は、健康福祉局保健医療政策部健康増進課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。